# 株主各位

東京都港区六本木六丁目8番10号 株式会社Success Holders 代表取締役社長CEO 谷 口 雅 紀

# 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上 げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、安全を最優先とするため、株主の皆 さまにおかれましては、極力、書面により事前に議決権行使をいただき、株主総会当 目のご出席はお控えいただきますことをお勧め申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使 書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月21日(火曜日)午後6時ま でに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

2022年6月22日(水曜日)午前10時 開催日時 1.

受付開始:午前9時30分

東京都港区六本木三丁目2番1号 2. 開催場所

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C

3. 目的事項

報告事項 第35期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及

び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定及び取 第5号議案 締役(監査等委員である取締役を除く。) に支給するストック・

オプションとしての新株予約権の内容決定の件

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますよう お願い申し上げます。

<sup>◎</sup>法令及び当社定款の規定に基づき、提供すべき書面のうち計算書類の個別注記表をインターネッ ト上の当社ウェブサイト (https://success-holders.inc/) に記載しておりますので、本株主総 会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

<sup>◎</sup>株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://success-holders.inc/) に掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

( 2021年4月1日から 2022年3月31日まで )

#### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況にありました。ワクチン接種の普及に伴い高まっていたパンデミック収束期待も、繰り返される変異株の出現により堂々巡りの状態にあり、2022年以降も当面は不透明な環境が継続する見通しです。

当社の主要な市場である広告市場においては、新型コロナウイルス感染症拡大により特に中小企業を中心としたクライアント層への影響が大きく、広告宣伝費等の費用の大幅削減を進めていることから、当社のメディア事業の業績への影響も不可避の市況が続いております。

一方、新たなコア事業として投資を継続しているテクノロジー事業に関する需要は、回復傾向が続いており、デジタル化やDX推進のトレンド、リモートワークを前提とした新しい働き方への変化といったニーズに対応できるITエンジニアの需要は引き続き、力強いものとなっております。

そのような中、当社の祖業であるメディア事業においては、定着を進めている コンサルティング型営業における商材の拡充や季節性需要の高い案件の受注に力 を進めてまいりました。

テクノロジー事業においては、旺盛なITエンジニア派遣需要を踏まえ、継続的な人財採用と、コアクライアントへの新規開拓に注力しており、引き続き、投資フェーズを継続しております。

以上の結果、当事業年度における経営成績は以下のとおりであります。

なお、当社は、2021年5月11日付で株式会社P&Pの全株式を取得して同社を完全子会社化したことに伴い、2022年3月期の当第1四半期より連結決算に移行しております。

さらに、当第4四半期連結会計期間において、同社は、当社を存続会社とする 吸収合併により消滅会社となったことに伴い、当第4四半期より単体決算に移行 しております。

売上高は1,557,075千円となり、利益面につきましては、営業損失366,676千円、経常損失353,880千円、当期純損失417,750千円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。 以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用 し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービ スと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

セグメント別の経営成績の概況は以下のとおりであります。

メディア事業においては、自社メディアである「ARIFT」の広告出稿を起点に、第2四半期より取り組みを始めておりますコンサルティング営業をベースとした総合広告代理店業務を実施しました。

その結果、当事業年度の売上高は、1,453,146千円、セグメント利益は40,138 千円となりました。

テクノロジー事業においては、引き続き今後の事業拡大に向けた成長投資段階と位置付けており、ITエンジニア人財の確保等を積極的に実施いたしました。 その結果、当事業年度の売上高は、103,929千円、セグメント損失は78,069千

円となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、4,774千円であり、 その主なものは次のとおりであります。

営業所改装に関する設備投資

2.688千円

システム刷新に関する設備投資

1.320千円

- (3) 資金調達の状況 該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年2月21日開催の取締役会において、2022年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により子会社である株式会社P&Pの権利義務を承継しました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

#### (8) 対処すべき課題

今後の経営環境の見通しについて、2022年1月に実施されたまん延防止等重点 措置は2022年3月22日に全面解除となりましたが、引き続き新たな変異株の出現 等による新型コロナウイルス感染症拡大の可能性が燻るなど、景気先行きの不透 明感は更に強まっております。

当社の主要事業は、その影響を大きく受けることから、この状況に適切に対応するため、抜本的に戦略を見直してまいりました。

その結果、市場の成長性やシェア、事業ボラティリティの高さといった点に鑑み、より大きな成長機会のある事業へリソースを集中投下することが企業としての成長及び株主の皆さまの利益に貢献できる最善の道であるとの結論に達したため、2022年5月19日付「メディア事業の譲渡に伴う会社分割による子会社新設及び当該子会社の株式譲渡契約書締結に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、メディア事業の譲渡を決断いたしました。

メディア事業の譲渡後は、当社ビジョン「Successful around the world」の 実現に向け、テクノロジー事業の拡大戦略を推進してまいりますが、下記の点を 課題と捉え、その対応策に取り組むことでよりその実現を確かなものにしてまい る所存です。

#### ① I T技術者の早期大量採用

I T技術者派遣事業は、売上高の基盤となる I Tエンジニアの確保が事業成長における重要な要素となります。したがって、これまでに調達した資金を積極的に活用しながら、早期に大量の技術者を確保し、事業基盤の拡大に努めます。

## ② 長期安定雇用の実現

I Tエンジニアが自らの成長を実感でき、自社に対して愛着を持てる環境を整えることで、早期離職の防止に繋げ、事業基盤の安定化に努めます。

## ③ 教育体制の強化

ITエンジニアのスキルを様々な領域で伸ばすことのできる教育体制を整えることで、よりクライアントの多様なニーズに応えられる付加価値の高い人財を輩出していくことを目指します。

## ④ 企業ブランド力及び認知度の向上

ITエンジニアの早期大量採用に結び付く施策として、より多くの候補者に対して優先的に当社を想起させることが出来るような企業ブランド力及び認知度向上に向けた施策にも取り組んでまいります。

## ⑤ 資本業務提携、M&Aの検討

上記のようなオーガニック施策の取り組みに加え、上場企業であることの利点を活かした機動的な資金調達や資本業務提携、M&Aの実施を検討することで、計画の早期達成に注力してまいります。

#### (9) 財産及び損益の状況

				第32期 2019年3月期	第33期 2020年3月期	第34期 2021年3月期	第35期 (当事業年度) 2022年3月期
売	上	高	(千円)	5, 499, 450	4, 820, 142	1, 827, 185	1, 557, 075
経常	利益/損券	€ △	(千円)	△282, 656	78, 191	△674, 486	△353, 880
当期絲	吨利益/純損	失△	(千円)	△625, 113	△192, 848	△905, 558	△417, 750
1株当た	上り当期純利益/純排	員失△	(円)	△32. 19	△9. 64	△39. 32	△16.77
総	資	産	(千円)	3, 259, 460	2, 627, 288	2, 163, 388	1, 481, 175
純	資	産	(千円)	1, 541, 109	1, 344, 274	1, 482, 733	1, 070, 882

(注)1株当たり当期純利益/純損失△は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出いたしました。

#### (10) 重要な親会社及び子会社

① 親会社の状況 該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

2021年5月11日付で株式会社P&Pの全株式を取得して同社を完全子会社化しましたが、2022年3月31日付で同社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅会社となりました。

## ③ その他 該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

١.	·/ _	_女/よず:	**************************************	(202	<u>470</u> ,	<u> 7 01 日 96年</u>		
	事	業	部	門	事	業	内	容
		メディ	ア事業			情報誌等の制作、 の企画、製作、資	印刷、配布 軍営、広告代理店業務	
テクノロジー事業				業		ンジニアの派遣・ トウェアやシスラ	・紹介予定派遣 テムの開発・保守・運用	

## (12) 本社及び主要な営業所(2022年3月31日現在)

本 社:港区六本木六丁目8番10号 ステップ六本木 横浜営業所:横浜市中区真砂町3-38 セルテアネックスビル 埼玉営業所:さいたま市南区南浦和二丁目39-16 第五大雄ビル 仙台営業所:仙台市若林区新寺一丁目2-26 小田急仙台東ロビル 福岡営業所:福岡市中央区天神四丁目6番28号 天神ファーストビル

## (13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数(名	的期末比增減	(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
1:	.35 37	(増)	35. 19	6. 15

(注) 従業員数は就業人数であります。なお、臨時従業員数につきましては33名 (年間平均人員) であり上記従業員数に含まれておりません。

## (14) 主な借入先 (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

借	入	先	借	入	額
(株)商	工組合中央金庫				14, 426

(15) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式の総数

24,916,115株

(3) 当期末株主数

3,165名

## (4) 大株主(上位10名)

株		主		名	持株数(株)	持株比率(%)
畑	野	幸		治	11, 366, 510	45. 62
株	式 会	社 SBI	証	券	1, 642, 704	6. 59
谷	П	雅		紀	1, 245, 805	5.00
有	限会社日	本デザイン	研究	11 所	1, 197, 300	4.81
SIX		SIS	]	LTD.	550, 600	2. 21
株	式 会 社	West Wood	Cap	ital	475, 300	1. 91
X	Capital	合 同	会	社	475, 300	1. 91
楽	天 証	券 株 式	会	社	469, 000	1.88
CREDI	T SUISSE AG SINGAPORE TE	RUST A/C CLIENTS FOR GNCN	VENTURES P	TE. LTD.	400,000	1.61
倉	橋	幸		子	359, 000	1.44

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

#### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
- ① 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、中長期的な当社グループの 業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社グループの取締役 及び従業員並びに当社入社予定者の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結 束力をさらに高めること、また社外協力者に中長期的な観点から一層の支援を賜 ることを目的として、以下のとおり、新株予約権を有償にて発行することを決議 いたしました。

- ② 新株予約権の発行要項
- 1. 新株予約権の数

760,900個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の 総数は、当社普通株式760,900株とし、下記3.(1)により本新株予約権にか かる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を 乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、11円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金234円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
 (行使価額)
 (大要の)
 (大要の)

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済 株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普 通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分す る自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2024年7月1日から2031年6月13日までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を 要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2024年3月期から2026年3月期までの事業年度において、当社のEBITDA(以下、損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された営業利益に、キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は連結キャッシュ・フロー計算書)に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。)が下記に掲げるいずれかの条件を満たした場合、当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
  - (a) 2024年3月期のEBITDAが3億円を超過した場合
  - (b) 2025年3月期又は2026年3月期のEBITDAが5億円を超過した場合なお、当該損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益及びEBITDAをもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。
- ② 新株予約権者のうち社外協力者を除く者については、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員又はアドバイザー、顧問、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。
  - ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役 会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者のうち社外協力者については、新株予約権の権利行使時において当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役もしくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。

ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発 行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行 うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日 2021年6月14日
- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編 行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して 得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約 権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記3.(3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、 いずれか遅い日から上記3.(3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記3.(4)に進じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承 認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2021年6月14日
- 9. 申込期日 2021年6月7日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2名 174,500個 当社従業員 13名 274,700個 当社子会社取締役 1名 74,800個 当社入社予定者 2名 149,600個 社外協力者 2名 87,300個

#### 4. 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

#### (1) 取締役の氏名等

(1) 4\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
地 位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	谷 口	雅 紀	
取 締 役 会 長	畑 野	幸治	株式会社fundbook 代表取締役CEO
取 締 役	釜	薫	メディア事業本部本部長
取 締 役	小 松	未来雄	管理本部本部長
取締役(監査等委員)	神庭	雅俊	本間合同法律事務所 弁護士 株式会社KIJ 非常勤取締役
取締役(監査等委員)	久 保	惠一	公認会計士久保惠一事務所 公認会計士 東亜石油株式会社 社外取締役 株式会社GRCS 社外取締役
取締役(監査等委員)	毛利	正人	東洋大学 教授 株式会社テクノスジャパン 社外取締役 ベルトラ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)神庭雅俊氏、久保惠一氏及び毛利正人氏は、社外取締役であります。
  - 2. 取締役(監査等委員)久保惠一氏及び毛利正人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 3. 代表取締役社長CEO谷口雅紀氏は、2021年6月23日開催の定時株主総会において選任され 就任いたしました。
  - 4. 取締役(監査等委員)久保惠一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 5. 取締役(監査等委員)毛利正人氏は、事業会社及び監査法人での勤務経験があるとともに、現在は大学において会計学等について教鞭を執っていることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査等委員である取締役全員

## ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。) に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や 争訟費用等を補償するものであります。 ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月22日開催の第35期定時株主総会のご承認を前提として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定万針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役報酬等の基本方針

当社の取締役報酬等については、企業業績、企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保、維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準および報酬体系となるよう設計する。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬等の内容 基本報酬、ストック・オプションとしての新株予約権で構成する。

また、基本報酬の総額及びストック・オプションとしての新株予約権の総額は、株主総会で決定した報酬総額の限度内とする。

3. 監査等委員である取締役の報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会で決定した報酬総額の限度内で業務分担の状況等を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定する。

4. 基本報酬

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

5. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、 定めないものとする。

6. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容について の決定に関する事項

取締役会に諮って決定するものとする。

## ② 取締役の報酬等の総額等

	21.3				
		報酬	総額	対象となる	
区分	報酬等の総額		(千円)		役員の員数
	(千円)	基本報酬	業績連動	非金銭	(人)
		本平和師	報酬等	報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	36, 756	36, 756	_	_	0.7
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	3名
取締役 (監査等委員)	9,000	9,000	_	_	3名
(うち社外取締役)	(9, 000)	(9, 000)	(-)	(-)	3/1

<sup>(</sup>注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

取締役会等への出席状況及び発言状況

- 4XM1 1X	五寸. 0		<b>佐及い発言状况</b>
区分	氏	名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	神庭	雅俊	当期開催の取締役会全14回中14回全てに出席し、取締役会の意思 決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また当期開催の監査等委員会全15回中15回全てに出席し、監査結 果についての意見交換等、主に弁護士としての専門的見地から、 適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	久 保	惠一	当期開催の取締役会全14回中14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また当期開催の監査等委員会全15回中15回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	毛利	正 人	当期開催の取締役会全14回中14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また当期開催の監査等委員会全15回中15回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、業界知識を通じて培った知識、見地から、適宜発言を行っております。

(6) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人アヴァンティア

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

7 JAKA KING SHEET COKEN TO BE					
	支	払	額	合	計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		:	25, 4	F00:	一円
当社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額			25, 4	F00	一円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠などを当社の事業 規模や事業内容に照らして確認し審議した結果、これらについて適切であると判断したため であります。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。
- (3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査 人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 業務の適正を確保するための体制
  - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1. 当社は、「コンプライアンス方針」において、コンプライアンスの基本原則を 以下のように定め、その精神を代表取締役社長CEOが継続的に伝達することに より法令遵守と社会規範に基づいた行動を徹底しております。 『コンプライアンスが最優先であることを認識し、社会的要請に対応し、社会

から信頼される健全な企業活動を実践します。』

- 2. コンプライアンス委員会を設置し定期的に開催するとともに、関連規程の整備・内部通報制度の運営・社内教育の実施などコンプライアンスの徹底と意識の向上を推進しております。
- 3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備運用状況を含む取締役の職務執行を監査し、監査等委員会の監督の下に内部監査室が内部統制システムの整備状況と運用の有効性について監査しております。
- 4. 当社の役員及び使用人が法令違反等のコンプライアンス基本原則にもとる行為を発見した場合に直接報告・相談ができる通報窓口を設置しております。また、代表取締役社長CEOが内部者通報制度の利用を促進し、法令違反等コンプライアンス違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努めております。
- ② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
- 1. 当社では、株主総会・取締役会・経営戦略会議・その他重要な会議の議事録や 関連資料、取締役会が決裁した書類等取締役の職務執行に関する文書(電磁的 記録を含む。)等の重要な情報は、「文書取扱規程」に基づき適切に保存し管理 しております。
- 2. 上記の文書等につきましては、監査等委員会及び内部監査室が閲覧可能な体制を整備しております。
- 3. 情報セキュリティに関しましては、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立しております。
- 4. 企業秘密につきましては、「秘密文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理しております。
- 5. 個人情報につきましては、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1. 企業価値や健全な企業活動を脅かすあらゆるリスクを管理するため、「リスク管理規程」を定めており、経営戦会略議及びコンプライアンス委員会においてリスクを定期的に識別・評価し、重要度・緊急性を考慮した優先度に応じて具体的な予防策の整備・運用を関連部署に指示し、その状況を内部監査室が監査しております。
- 2. 重大なリスクが顕在化した場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社 長CEOが緊急度に応じて緊急対策本部を招集し迅速な対応と再発防止策を講じ てまいります。
- 3. 企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係を完全に遮断するため、 全従業員の遵法意識を高め社内の諸規則や体制を整備すると共に、各関係機関 と緊密に連携し、有事の際には企業及び関係者の安全確保を最優先事項とし、

迅速かつ組織的に対応してまいります。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1. 取締役会は、経営目標の効率的な達成を図るために、代表取締役社長CEO及び その他の業務執行を担当する取締役の職務分掌を決定し、各取締役の責任と権 限を明確にしております。また各々の担当する業務の執行状況を定期的に取締 役会に報告させております。
- 2. 監査等委員会は内部監査室を監督し、代表取締役社長CEO及び各取締役の職務 執行が効率的に行われているかの観点からも監査を実施し、必要に応じて、助 言・勧告を行っております。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1. 当社の子会社につきましても「コンプライアンス方針」を共有しており、取締役及び監査役を必要に応じて派遣し、子会社の業務執行を監督・監査するとともに、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役及び監査役が効率的に職務執行できる体制を構築しております。
- 2. 子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項または当社への報告事項としており、この決裁・報告体制を通じて、子会社の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底しております。 また、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役が効率的に職務執行できる体制を
- 構築しております。 3. 監査等委員会及び内部監査室においては、子会社の監査役や当社会計監査人と も連携し、子会社の監査を定期的に実施しております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会による指示の実効性を確保するための体制
- 1. 内部監査室を監査等委員会の職務を補助する組織とし、専属の使用人を配置しております。監査等委員会が監査等委員会監査及び内部監査に関しての指揮命令を行っております。
- 2. 内部監査室は、職務上、代表取締役社長CEOに直属しておりますが、監査等委員会は、内部監査室長の採用・人事についての適否の決定を行うことにより、内部監査室の独立性を確保しております。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1. 監査等委員である取締役は、取締役会及びコンプライアンス委員会、その他の 重要な会議に出席し、情報収集と意見表明を行っております。また、監査等委 員会におきまして、取締役及び使用人より、当社及び子会社の業務執行状況の 報告を定期的に受けております。
- 2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査しようとする時は迅速かつ的確に対応することとしております。
- 3. 監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じております。
- 4. 監査等委員である取締役の過半数は社外役員とし、対外透明性を担保しております。監査等委員会は会計監査人と緊密に連携を保ちながら自らの監査成果の

達成を図っております。

- 5. 監査等委員会の職務の執行に必要な費用または債務は当社が負担し、会社法に 基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかにこれに応じることとし ております。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス状況を定期的な報告を受けるとともに、内部通報の有無、法改正情報の確認及びその他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議いたしました。

② 適正な取締役の職務執行を確保するための体制

取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役7名で構成されております。当事業年度においては、取締役会を14回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされました。

③ 監査等委員会監査体制

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長CEO、部門責任者及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認いたしました。

④ 内部監查体制

監査等委員会の監督の下に、内部監査室が内部統制の整備及び運用状況の有効性について監査し、被監査部門に対して改善に向けた指摘・指導を行いました。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の事業に関するリスクの評価を行った上で、財務報告に係る内部統制の整備を行い、内部統制が有効に整備及び運用されていることを内部監査室による監査により評価いたしました。評価結果については、監査等委員会及び取締役会に報告いたしました。

## (3) 親会社等との取引に関する事項

当社は、当社取締役会長畑野幸治及びその近親者が議決権の過半数を保有しております株式会社fundbookより、当事業年度中においてM&A仲介に関する役務提供を受けました。

この取引に当たっては、取引の合理性、契約内容の公正性等について、親会社等との間に利害関係を有しない者により構成された特別委員会の意見を入手するなど、当該取引の条件が市場実勢を勘案して通常の取引条件で行われることに留意いたしました。

当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、当該取引が当社の利益を害さない取引であることを判断いたしました。

## 7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本 方針については特に定めておりません。

#### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、事業展開の拡大及び企業体質の強化に留意しつつ、利益配分を行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度におきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、 無配とさせていただきたく、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
資産の音	3	負 債 の 部	
流 動 資	1, 242, 280	流 動 負 債	397, 408
現金及び預金	891, 440	電子記録債務	129, 000
売掛	245, 209	買 掛 金	131, 796
仕 掛 占	2, 925	短 期 借 入 金	-
原材料及び貯蔵と	87	一年以内返済予定の長期借入金	10, 164
前 払 費 月	74, 077	リース債務	1, 487
₹ 0 f	31, 517	未 払 金	24, 421
貸倒引当金	△2,978	未 払 費 用	43, 948
固 定 資	238, 895	未 払 法 人 税 等	5, 405
有 形 固 定 資	2, 153	前 受 金	11, 341
建	2, 153	預 り 金	6, 421
工具、器具及び備と	-	資 産 除 去 債 務	13, 000
無形固定資	223, 348	そ の 他	20, 419
ソフトウェン	-	固 定 負 債	12, 884
0 h	223, 348	長 期 借 入 金	4, 262
そ の (	ī   -	リース債務	-
投資その他の資産	13, 393	資 産 除 去 債 務	8, 622
投資有価証差	0	負 債 合 計	410, 293
破産更生債権等	24, 594	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	13, 319	株 主 資 本	1, 064, 983
そ の 4	1 73	資 本 金	100, 000
貸倒引当金	△24, 594	資 本 剰 余 金	2, 288, 291
		資 本 準 備 金	1, 333, 956
		その他資本剰余金	954, 335
		利 益 剰 余 金	△1, 323, 308
		その他利益剰余金	△1, 323, 308
		繰越利益剰余金	△1, 323, 308
		新 株 予 約 権	5, 899
		純 資 産 合 計	1, 070, 882
資 産 合 詩	1, 481, 175	負債及び純資産合計	1, 481, 175

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

## (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	科		F		金	額
売	上	高				1, 557, 075
売	上	原 価				1, 019, 721
	売 上	総	利	益		537, 353
販売	き費及び一	般管理費				904, 030
	営	業	損	失		366, 676
営	業外	収 益				
	受	取	利	息	9	
	受 取	配	当	金	_	
	受 取	手	数	料	-	
	違 約	金	収	入	3, 282	
	助 成	金	収	入	7, 476	
	経 営	指	導	料	-	
	そ	0		他	5, 716	16, 485
営	業外	費用				
	支	払	利	息	446	
	解	約		金	_	
	そ	の		他	3, 243	3, 689
	経	常	損	失		353, 880
特	別	利 益				
	固定	資 産	売 却	益	15, 000	
	そ	D		他	2, 470	17, 470
特	別	損 失				
	抱合せ	株式注	肖 滅 差	損	73, 164	
	そ	の		他	-	73, 164
	税引育	前 当 期	純 損	失		409, 574
	法人税、	住民税	及び事業	業 税	7, 645	
	法人	税等	調整	額	530	8, 176
	当 期		損	失		417, 750

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

						(-	<u> 平位: 下円/</u>
		株	主	至 本			
		資本剰余金		利益剰余金		新株	純資産
区分	資本金		その他資本	その他利益 剰余金	株主資本合計	予約権	合計
		資本準備金	剰余金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100, 000	1, 333, 956	954, 335	△905, 558	1, 482, 733	-	1, 482, 733
当期変動額							
新株の発行							_
減  資							-
欠損填補							-
当期純損失 (△)				△417, 750	△417, 750		△417, 750
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	_	_	_	_	5, 899	5, 899
当期変動額合計	-	-	-	△417, 750	△417, 750	5, 899	△411, 851
当期末残高	100, 000	1, 333, 956	954, 335	△1, 323, 308	1, 064, 983	5, 899	1, 070, 882

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社Success Holders 取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人 業務執行社員 公認会計士 藤 田 憲 三 業務執行社員

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Success Holdersの2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

個別注記表の「12. 重要な後発事象に関する注記(連結子会社の会社分割及び新会社株式の譲渡)」に記載されているとおり、会社は、2022年5月19日開催の取締役会において、会社が保有するメディア事業を会社分割により新設する株式会社Success Holders分割準備会社(以下「新設会社」という。)に承継させた上で、新設会社株式の100%を株式会社中広に譲渡することを決議し、同日付けで同社と株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、 並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況の報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、オンライン会議ツール等を活用して取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社Success Holders 監査等委員会 監査等委員 神庭雅俊

監査等委員久保惠一印

監査等委員毛利正人

(注) 監査等委員 神庭雅俊、久保 惠一及び毛利正人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に 規定する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 新設分割計画承認の件

以下の理由により、当社が、当社のメディア事業(以下、「本件事業」という)に関する権利義務を、新設分割(以下、「本会社分割」という)の方法により、当社の完全子会社として設立する株式会社Success Holders分割準備会社(以下、「新設会社」という)に対し承継させる新設分割を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 提案の理由

当社は1987年に設立され、情報誌「ぱど」(現: ARIFT)の編集・発行・配布を中心に、折り込みチラシ併配、WEBサイトの運営等を主な事業の内容として、読者にとってより身近な生活情報をお届けするメディアとして活動して参りました。

近年、当社が属するフリーペーパー・広告業界は、スマートフォンやインターネット広告を利用した販促手段の多様化・拡大に伴い、クライアントの需要もより効果計測が行い易く、ターゲットも明確なデジタルメディアへのシフトが顕著に現れており、当社としてもそのような顧客ニーズ、市場変化へと対応すべく、様々な施策に取り組んで参りました。拠点再編・発行エリアの見直し、固定費の大幅削減、子会社の再編といった構造改革を経て、足許ではSEO・MEO、ホームページ制作等のデジタル商材を活用したコンサルティング型営業に取り組み、これまで当社では対応出来なかった顧客ニーズにもアプローチ出来る体制へと進化してきました。

しかしながら、2020年より猛威を奮っている新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社の主要市場である広告市場において、経済活動の停滞から顧客の広告出稿の手控えに直結するなど、本件事業の業績に著しい影響を及ぼし、また今後もその収束は依然として見通しが立たない状況にあります。

定着を進めているコンサルティング型営業についても、当社の主たるクライアント層である地域密着型の中小企業が上記の影響で広告費の大幅削減を進めていることから、成果の積み上げには相応の時間を要する見込みです。

かかる環境下、当社として今後の長期的な成長性やROIを考慮し、資本・人員といったリソースの選択と集中による経営効率化を図るため、2020年11月より立ち上げたテクノロジー事業をメイン事業と位置づけ、本件事業の株式譲渡を行う決断をいたしました。

譲渡先の選定につきまして、スムーズな取引実行が可能で、且つ既存ビジネスとのシナジーの見込める譲渡先を模索するべく、複数の候補先に対し相対交渉で打診いたしました。

その中で、地域経済の活性化に資する生活情報を掲載する各戸配布(ポスティング)型フリーマガジン、ハッピーメディア®『地域みっちゃく生活情報誌®』を主要な自社媒体(メディア)とし、1994年のフリーマガジン事業開始以降、直営での発行地域の拡大に加え、ボランタリー・チェーン各社と協業により全国展開を進めている株式会社中広が、本件取引による営業圏の拡大や保有ノウハウの取り込みによるシナジー効果が最も望める先であると判断し交渉を進めた結果、双方合意に至ったものです。

本件事業の株式譲渡により、テクノロジー事業へのリソースの集中投下、コーポレート機能の固定費削減を進め、早期の業績拡大に努めて参ります。

## 2. 新設分割計画の内容の概要

本新設分割計画の内容は次のとおりであります。

# 新設分割計画書 (写)

株式会社Success Holders (以下「当社」という。) は、当社が営むメディア事業 (以下「対象事業」という。) に関して有する権利義務を、新設する株式会社Success Holders分割準備会社(以下「新会社」という。)に承継させることに関し、以下のとおり新設分割計画書(以下「本件計画書」という。)を作成する。

#### 第1条(会社分割の方法)

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、当社の対象事業に関して有する 権利義務を新会社に承継させるため、会社分割(以下「本件会社分割」という。) を行う。

## 第2条 (新会社の定款記載事項)

新会社の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項 は、別紙Aの「定款」記載のとおりとする。

#### 第3条(新会社の設立時取締役及び設立時監査役)

新会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役

釜 薫 (2) 設立時取締役 小松 未来雄

(3) 設立時取締役 岩崎 雅一

(4) 設立時監查役

## 第4条(新会社が分割に際して発行する株式)

新会社は、本件会社分割によって承継する権利義務に代えて、新会社の普通株式 100株を発行し、当社に全株式を交付する。

#### 第5条 (新会社の資本金及び準備金)

新会社の資本金及び準備金の額等は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

100万円

(2) 資本進備金 会社計算規則の規定に従い、当社が定める。

#### 第6条(新会社が当社から承継する権利義務)

- 新会社は、当社から別紙B「承継権利義務明細書」記載のとおり承継する。
- 当社は、別紙Bに記載された承継する債務については、免責的債務引受の方式 によるものとし、本件会社分割後は新会社のみが債務を負担する。

#### 第7条(雇用契約の承継)

本件会社分割において、対象事業に所属し、かつ、主として従事する全ての 従業員及び管理部門のうち当社の指定する者との間で別途合意する者と当社と の間の雇用契約は、新会社に承継する。

#### 第8条(会社分割の効力発生日)

本件会社分割の効力発生日(新会社の設立予定日)は、2022年6月30日とする。 ただし、当社は会社分割手続進行上の必要性その他の事由により、これを変更す ることができる。

## 第9条 (条件の変更)

本件計画書についての当社株主総会の承認後、新設分割効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由により、対象事業及びその事業に属する財産に重大な変動が生じたときは、当社は、本件計画書を変更し、又は本件会社分割を中止することができる。

#### 第10条 (規定外事項)

本件計画書に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要事項は、本件会社分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

本件計画書の成立を証するため、本書1通を作成し、当社がこれを保有する。

2022年 5月 19日

東京都港区六本木6-8-10ステップ六本木5F 株式会社Success Holders 代表取締役 谷口 雅紀

(別紙A)

## 株式会社Success Holders分割準備会社 定款

#### 第1章総 則

(商 号) 第1条

第1条 当会社は、株式会社Success Holders分割準備会社と称する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供
  - (2) フランチャイズシステムによる生活情報誌の出版・領布及び各種情報の提供
  - (3) 前号に伴う加盟会社への経営指導、情報処理、情報提供に関する業務及び 発注代行業務並びに加盟会社の募集
  - (4) 電話回線、インターネット等を利用した各種情報処理・情報提供サービス 業
  - (5) ダイレクトメール、チラシ及び小荷物の受託配送事業
  - (6) 宣伝・広告物・催事の企画、製作、運営及び代理店業務
  - (7) 日用雑貨品の企画、製作、輸入及び販売
  - (8) 市場調査及び経営コンサルタント業務
  - (9) ワードプロセッサによる文書の作成及び印刷
  - (10) 図書及び定期刊行物の販売並びにその代理業務
  - (11) 印刷及び製本業並びにその代理業務
  - (12) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得利用開発、管理、使用許諾及び販売に関する業務
  - (13) 物品の仕分け、梱包及び発送業務の請負業
  - (14) コンピュータ、携帯電話機等通信機器及び周辺機器の開発並びに輸出 入、販売
  - (15) 通信販売業務
  - (16) 通信販売の受注業務の代行
  - (17) インターネットのホームページの企画及び制作
  - (18) 広告・ポスター・パンフレット等のデザイン、版下制作、製版
  - (19) 前各号に附帯し、または関連する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

#### (機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監查役

#### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第2章株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

#### (株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載 又は記録された者又はその相続人その他一般承継人及び株式取得者が署名又は記名 押印し共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株 式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当 会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出し なければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
  - 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
  - 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の氏名又は名称並びに住所等の届出)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、 当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所を当会社に届け 出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も、同様とする。

(募集株式の発行)

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の特別決議によって、募集株式の数 の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役会に委任 することができる。
- 3 株主に株式の割当を受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法 第202条1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

#### 第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集 し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行 使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、株主総会はその総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若し くは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従 い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行 う。
  - 2 会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、 総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
  - 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2 人以上の代理人を選任することはできない。

#### (総会議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令 に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、3名以上とする。

#### (取締役の選任)

- 第21条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株 主の議決権の過半数の決議によって選任する。
  - 2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

#### (取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結時までとする。
  - 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取 締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会において定める。

- 2 代表取締役が1名の場合はその者を社長とし、当会社の業務を執行す
- 3 取締役会の決議により、必要に応じて、取締役の中から取締役会長、取 締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定すること ができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定するものの中から業務執行取締役を 選定することができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、 取締役会を開くことができる。

#### (取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことに よる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度 において、取締役会の決議によって免除することができる。

において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取 締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償 責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限 度額とする。

#### 第5章 監 杳 役

#### (監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、1名以上とする。

#### (監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半 数の決議によって選任する。

#### (監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## (監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことに よる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度 において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

#### 第6章 計 算

#### (事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

#### (剰余金の配当等)

第35条 当会社は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録 された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を 行う。

#### (配当の除斥期間)

第36条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2022年6月30日制定

# 承継権利義務明細書

当社は、新会社に対し、対象事業に属する資産、負債、契約その他これに付随する権利義務の承継を行うが、その内訳は下記のとおりとする。

- 1 対象事業に関する資産のうち、効力発生日時点において存在するもの
- 2 対象事業に関する負債のうち、効力発生日時点において存在するもの(但し、本件分割の効力発生日以前に生じた対象事業に関する一切の潜在債務及び偶発債務並びにそれらに付随する一切の義務を除く。)
- 3 対象事業に関する契約のうち、効力発生日時点において存在するもの
- 4 その他当社が対象事業の継続のために必要と判断したもの

以上

- 3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要
- (1)会社法第763条第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
  - ①本会社分割に際して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項 新設会社は、本会社分割に際して株式100株を発行し、その全てを当社に対し て交付いたします。

新設会社が発行する株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

②新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本会社分割後の新設会社の資本金及び準備金の額については、本会社分割により新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額、新会社の財務基盤及び今後の事業活動等を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 当社について最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の 負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規 則第205条第6号)

当社は、2022年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の100%子会社であった株式会社P&P(本店:福岡市中央区)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1)「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条第2項に場所の定めのない株主総会の開催の追加をお願いするものであります。

なお、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害、社会的な潮流等に照らし、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

また、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書き に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。 これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を とる旨の規定及び書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する 事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネ ット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則

#### 2. 変更の内容

を設けるものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
第1条~第10条 (条文省略)	第1条~第10条 (現行どおり)
(招集) 第11条 (条文省略) (新設)	(招集) 第11条 (現行どおり) <u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネッ ト開示とみなし提供)	(削除)
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容 である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるも のの全部又は一部について、議 決権の基準日までに書面交付請 求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
第15条~第34条 (条文省略)	第15条~第34条 (現行どおり)
附則 第1条 (条文省略)	附則 第1条 (現行どおり)
(新設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定の施行の目(以下「日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行目から6か月とする株主総会にの明したする。現行定款第14条はなお効力をする。。 3. 本条は、施行目から6か月を経過した日又は前項の株主総の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(4名)は、本総会の終結の時 をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を 除く。)4名の選任をお願いするものであります。 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
		2008年4月	株式会社博報堂入社	
たに ぐち まさ き 谷 口 雅 紀	2016年10月	株式会社BuySell Technologies 入社 執行役員CMO 就任		
1	(1986年2月24日)	2017年1月	株式会社BuySell Technologies 取締役CMO	1, 245, 805株
<再任>	2020年3月	株式会社BuySell Technologies 取締役副社長兼COO		
		2021年6月	当社代表取締役社長CEO (現任)	
はたのこう		2007年4月	株式会社Micro Solutions設立 代表取締役	
	tth の こう じ 畑 野 幸 治	2011年9月	アイ・マネジメント・ジャパン株式会社 (現株式会社BuySell Technologies) 入社	
2	(1983年5月2日)	2016年10月	株式会社BuySell Technologies 代表取締役	11, 366, 510株
	<再任>	2017年8月	株式会社FUNDBOOK (現株式会社fundbook) 設立 代表取締役CEO (現任)	
		2020年1月	当社取締役	
		2020年2月	当社取締役会長 (現任)	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
		2002年4月	中央出版株式会社入社	
		2004年9月	株式会社仙台ぱど入社	
	ns Lifa 釜 薫	2011年7月	株式会社仙台ぱど 営業課長	
3	(1979年8月27日)	2016年4月	株式会社仙台ぱど 営業部長	一株
	<再任>	2018年6月	株式会社仙台ぱど 代表取締役社長	
		2020年6月	当社代表取締役社長	
		2021年6月	当社取締役兼メディア事業本部本部長 (現任)	
		2013年2月	有限責任監査法人トーマツ入所	
	こまつ みきお	2017年1月	公認会計士登録	
4	小松 未来雄 (1984年7月3日)	2020年1月	株式会社FUNDBOOK (現株式会社fundbook) 入社	一株
	<再任>	2020年4月	当社出向 管理統括本部副本部長	
		2020年9月	当社入社 管理本部副本部長	
		2020年10月	当社取締役兼管理本部本部長 (現任)	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 役員等賠償責任保険契約の概要

谷口雅紀氏、畑野幸治氏、釜薫氏、及び小松未来雄氏は、現在当社の取締役であり、当社は現在、当該4名及び監査等委員3名の計7名を被保険者として保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記4名の再任が承認された場合には、当該保険契約を継続する予定であります。

なお、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」については、12ページをご参照ください。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
神 庭 雅 俊 (1982年7月5日) 〈再任〉	2011年1月2016年6月2018年5月	東洋ビジネスエンジニアリング株式会社 (現ビジネスエンジニアリング株式会社) 入社 本間合同法律事務所入所 株式会社地域経済活性化支援機構入社 株式会社FUNDBOOK (現株式会社fundbook) 入社 本間合同法律事務所入所 (現任)	一株	
	2020年1月	無明古明広律事務所入所(現在) 熊切ホールディングス株式会社(現株式会 社KIJ) 非常勤取締役(現任) 当社取締役監査等委員(現任)		
2	久 係 惠 <sup></sup> (1953年11月13日) <再任>	2007年6月2009年4月2012年4月2015年1月2018年3月2019年3月	等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 監査法人トーマツパートナー 監査法人トーマツ経営会議メンバー デロイトトーマツリスクサービス株式会社 代表取締役社長 中央大学大学院国際会計研究科客員教授 公認会計士久保惠一事務所開設(現任) 株式会社GRCS 社外取締役(現任) 東亜石油株式会社 社外取締役(現任) 当社取締役監査等委員(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
		1979年4月	国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社) 入社	
		2000年9月	日本テレコム株式会社(現ソフトバンク株式会社)入社	
		2005年7月	中央青山監査法人入所	
	3 (1956年1月28日) (1976年1月28日)	2007年6月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所	
		2010年7月	有限責任監査法人トーマツ ディレクター 就任	
3		2013年10月	クロウホーワス・グローバルリスクコンサ ルティング株式会社代表取締役	一株
	く代氏と	2017年4月	4月 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授(現任)	
		2018年6月	株式会社テクノスジャパン監査役	
		2019年3月	ベルトラ株式会社 社外監査役(現任)	
		2020年6月	株式会社テクノスジャパン 社外取締役 (現任)	
		2020年6月	当社取締役監査等委員 (現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 神庭雅俊、久保惠一及び毛利正人の各氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 神庭雅俊氏には、弁護士としての法的視点から当社の経営全般に助言をいただくため、社 外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主
    - なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年5ヶ月となります。
  - 4. 久保惠一氏には、公認会計士としての財務・会計についての高度な能力・見識、コンサルティング等の豊富な業務経験から当社の経営全般に助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
    - なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主 総会終結の時をもって、2年となります。
  - 5. 毛利正人氏には、事業会社及び監査法人での勤務経験、大学においてコーポレートガバナンス等について教鞭を執っておられる豊富な知見と経験から当社の経営全般に助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
  - 6. 当社は、久保惠一、毛利正人の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と して指定し、同取引所に届け出ております。
  - 7. 当社は、神庭雅俊、久保惠一及び毛利正人の各氏が選任された場合には各氏との間で締結している、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。また、上記契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額となります。なお、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」については、12ページをご参照ください。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定及び取締役 (監査等委員である取締役を除く。)に支給するストック・オプションと しての新株予約権の内容決定の件

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬額改定

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額につきましては、2018年6月21日開催の第31回定時株主総会において報酬総額の上限を年額200,000千円以内とする旨ご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、業務執行を担う取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権の支給を可能とするため、年額200,000千円の報酬枠の内訳について、基本報酬を年額150,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額50,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会から本議案について総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を受けております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とします。その金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとします。ストック・オプションとしての新株予約権は、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的とするものであり、その内容については3.でご説明いたします。

各取締役の個別の報酬額については、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第3号議案及び本議案をご承認いただいた場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名に対して固定報酬及びストック・オプションとしての新株予約権を支給することとなります。

#### 2. 報酬額改定を相当とする理由

本件報酬額改定は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬として、従来の固定報酬とは別に、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的とした株式報酬(新株予約権)を支給し得ることとするために提案するものであります。取締役報酬の総額枠については、従来からご承認いただいている年額200,000千円に据え置くこととし、固定報酬及び新株予約権はその範囲内でそれぞれ内訳上限を設けて支給することといたします。このように、本件報酬額改定は、企業価値向上に向けた適切な動機づけと取締役報酬の規律維持の両面に十分配慮しており、相当なものであると判断しております。

- 3. 取締役に支給するストック・オプションとしての新株予約権の内容決定 取締役に支給するストック・オプションとしての新株予約権の内容は以下のとお りといたしたく、ご承認をお願いいたします。
  - (1)新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は400,000個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は400,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行う

ものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を 行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下

「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.03 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行う

ものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議日後、2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で当社取締役会が定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員または従業員(当社就業規程第3条に定める社員)のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社関係会社に転籍して取締役会が認めた場合または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、次の事由のいずれかに該当することとなった場合、その後、本 新株予約権を行使することができない。
  - i 補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合。

ii破産手続開始決定を受けた場合。

- iv 法令または当社の社内規程等に違反するなどして、当社に対する背信行為があったと認められる場合。
- v 当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約 に違反した場合。
- ③本新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ④その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割 契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株 式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役 会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもっ て、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)②に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

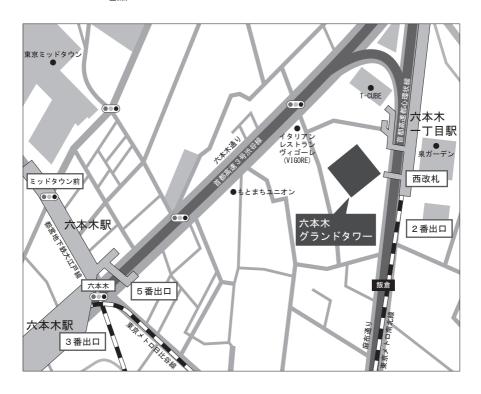
## 株主総会会場ご案内図

会場: 東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C

電話 03-5545-1722



交通のご案内: 地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通 (西改札)

> ※ベルサール六本木とは異なる建物です。 ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご 来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。